

# 日本周辺の有望濃集帯の選定に向けた 海洋調査について

特定区域の指定及び特定開発者の募集状況、  
並びに今後のスケジュールについて

2023年1月13日

資源エネルギー庁

石油・天然ガス課

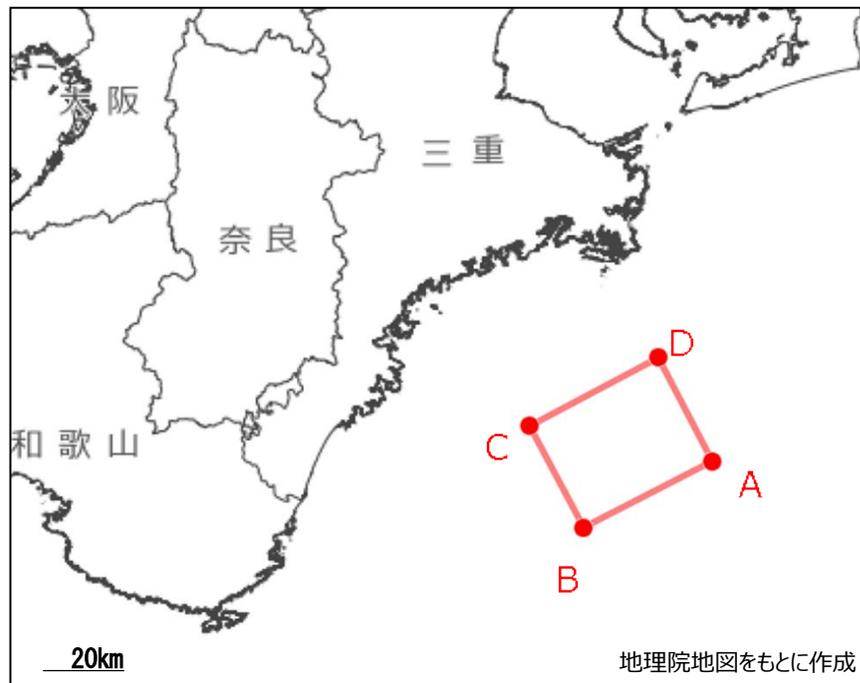
**1. 特定区域の指定及び特定開発者の  
公募状況**

2. 今後のスケジュール（特定開発者選  
定委員会など）

# 鉱業法に基づく特定区域の指定及び特定開発者の募集

- 2022年7月29日、鉱業法の特定区域制度に基づき、三重県志摩半島沖において、可燃性天然ガス（メタンハイドレート）を目的とした特定区域を指定。
- 併せて、当該特定区域における特定鉱物（可燃性天然ガス（メタンハイドレート））を開発する主体（特定開発者）の募集を開始（募集期間：～2023年1月30日（月）17時まで）。

特定区域の図面



特定区域の緯度経度

	緯度	経度	X座標	Y座標
A	33 48'46''.898N	137 05'52''.978E	-242.054m	101,657 m
B	33 39'48''.713N	136 45'31''.116E	-258.918m	70,356 m
C	33 53'24''.909N	136 37'00''.059E	-258.918m	57,040 m
D	34 02'25''.461N	136 57'18''.686E	-216.966m	88,196 m

1. 特定区域の指定及び特定開発者の  
公募状況

2. 今後のスケジュール（特定開発者選  
定委員会など）

# 特定区域における特定鉱物を開発する主体（特定開発者） 許可等の流れ

- 特定区域における特定鉱物（可燃性天然ガス（メタンハイドレート））の開発主体（特定開発者）に係る募集期限までに申請書を提出した者について、「特定開発者選定委員会（仮）」において評価し、最も適切な者を選定。
- 選定した特定開発者に対する鉱業権設定許可に先立ち、都道府県知事協議を実施。
- 特定開発者の鉱業権設定許可後、鉱業権設定を受けた鉱業権者は、鉱業活動（試掘）開始前に、施業案の許認可を取得。

## 特定開発者の選定に係る審査

### 1. 基準適合審査（鉱業法第40条第1項の規定）

- ① 技術的能力、経理的基礎を有すること
- ② 社会的信用を有すること
- ③ 欠格事由に該当しないこと
- ④ 公共の福祉に反するものでないこと
- ⑤ 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと

### 2. 1. 基準適合審査で適合が認められた者について、以下の基準に基づき、事業計画書を評価。

- ① 有望濃集帯の抽出に向けて濃集帯の経済性を評価するために必要な試掘計画を実施できる体制を有しているか
- ② 鉱害の防止や環境への配慮について考慮された計画であるか



# 今後のスケジュール（予定）

令和5年

1月30日

特定開発者の公募〆切り

2月

事業計画書等の評価、特定開発者の選定

3月～4月

都道府県知事協議、特定開発者の許可、  
試掘権の設定

試掘権設定後

施業案の認可

施業案認可後

簡易生産実験を含む試掘